

温泉法の一部を改正する法律案の概要

法律改正の必要性

- ・温泉成分の分析結果が古いまま更新されず掲示
- ・多様な情報の提供を求める利用者のニーズ



温泉成分の定期的な分析・公表等

- ・温泉利用拡大による資源枯渇のおそれ



科学的根拠に基づくきめ細かな温泉資源保護対策

改正案の骨子

1. 温泉成分の定期的な分析及び公表の義務付け等

定期的な成分分析の義務付け

温泉成分の定期的な分析(10年ごと)、その結果に基づく施設における成分の掲示の更新を義務付ける。

掲示項目の追加

施設における温泉情報の掲示項目として、温泉成分、禁忌症等のほか、その他の温泉利用の上で必要な情報を追加する。

2. 温泉の掘削、利用等の許可に係る制度の見直し

許可の際の条件の付与

掘削、ポンプ設置、浴用・飲用としての利用等の許可につき、条件を付与し、条件違反の際には許可の取消しをできることとし、きめ細かな許可の運用を可能とする。

許可の承継

許可を受けて掘削、浴用・飲用利用等を行う者の相続・合併に際し、再度の許可を不要とし、より簡略な承認手続で地位を承継できることとする。

その他、科学的根拠に基づく温泉資源保護対策を実施するため、温泉の掘削、増掘、ポンプ設置の許可について、国が技術的なガイドラインを定め、都道府県に提供する。